

# 大曲仙北広域市町村圏組合訓令第8号

## 大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指導監査要綱

令和4年7月1日制定

### (目的)

第1条 この訓令は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン等の規定に基づき、指定事業者に対して行う指導並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、同法第115条の45の5の規定による指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定にかかる事業者の従業者であった者に対して行う第1号事業の内容及び第1号事業支給費に係る費用の給付に対して行う監査に関する基本事項を定めることにより、事業の適正化、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

### (指導及び監査に関する事項)

第2条 指導及び監査に関する事項は、次に掲げる訓令の例による。

- (1) 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者等指導要綱（令和4年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第6号）
- (2) 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者等監査要綱（令和4年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第7号）

### (委任)

第3条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この訓令は令和4年7月1日から施行する。  
(大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指導要綱の廃止)
- 2 大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指導要綱（平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第7号）は、廃止する。

(大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者監査要綱の廃止)

3 大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者監査要綱（平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第8号）は、廃止する。